

港湾環境整備負担金
負担対象工事の指定について
(案)
～説明資料～

令和 8 年 2 月
大阪港湾局

1. 港湾環境整備負担金制度について

港湾環境整備負担金制度とは

港湾の環境整備及び保全のため、港湾管理者が行う工事に要する費用の2分の1を限度として、臨港地区及び港湾区域内に立地する一定規模以上の工場または事業場(以下「事業場等」という。)の敷地を有する事業者(敷地面積1万平方メートル以上)に負担を求める制度であり、昭和48年の港湾法改正(港湾法第43条の5)により創設された。

これを受けて、この制度の基本となる事項について、第6回大阪市港湾審議会(昭和55年1月)の答申を得た後、昭和55年4月1日に、大阪市港湾環境整備負担金条例(以下「条例」という。)を施行。

(1) 負担対象工事

- ・緑地・海浜等の建設改良工事及び維持工事(陸域)
- ・公害汚泥浚渫等の工事(水域)
- ・漂流物・沈廃船等の除去清掃工事(水域)

(2) 負担対象事業者

工事完了日(令和7年3月31日)に臨港地区及び港湾区域内において、事業場等の敷地面積(水面を含む)の合計が1万平方メートル以上の事業者。

1. 港湾環境整備負担金制度について

(3) 負担割合

原則2分の1。ただし、工事の種類・規模等を考慮し、 $1/2 \sim 1/32$ の範囲で定めている。

大阪市では、港湾環境整備負担金条例施行規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、負担対象事業者に対し著しく過大な負担とならないよう、臨港緑地の建設工事及び公害汚泥排除工事、並びに臨港緑地の維持工事の一部について、その目的・性格・規模・利用状況等を考慮のうえ、2分の1未満の負担割合を定めている。

(4) 各事業者の負担額

敷地面積割合に応じて徴収している。

(5) 負担金の算定

負担対象工事に要した費用の額に原則2分の1の割合を乗じて得た額に、負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて算定した額。算定式は、次のとおり。

（負担金の算定式）

$$\text{○負担金} = \text{工事費} \times \text{負担割合} \times \frac{\text{負担対象事業者の敷地面積}}{\text{負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計}}$$

1. 港湾環境整備負担金制度について

(6) 負担金の徴収

負担金の徴収権は、港湾法第43条の5の規定により、港湾管理者(大阪港においては大阪港港湾管理者である大阪市)に付与されている。負担金の徴収の流れは、次のとおり。

港 湾 工 事 の 完 了

大 阪 市 港 湾 審 議 会 の
意 見 聴 取

負 担 対 象 工 事 の
指 定 告 示

負 担 金 の 額 の
確 定 通 知

負 担 金 の 納 付

- ・ 前年度末までに実施した港湾工事。
- ・ 市長が負担対象工事を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴取する。
(条例第9条第2号)
- ・ 審議会の答申を得た後、負担対象工事の指定の告示を行う。
(条例第2条第2項)
- ・ 負担対象事業者に対し、負担金の額の確定通知を行う。(条例第6条第1項)
※公益上その他特別の事由がある場合、負担金の額の減免を行う。(条例第6条第4項)
- ・ 負担対象事業者は、指定する期日までに負担金を納付する。
(条例第6条第2項)

2. 諮問事項 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

港湾審議会への諮問

今回、令和7年3月31日までに本市が実施した港湾工事について、負担対象工事の指定を行うにあたり、条例第9条第2号の規定により、あらかじめ大阪市港湾審議会の意見を聴くもの。

諮問内容

負担対象工事の指定において告示をする次の8項目。

1. 工事の種類
 2. 工事の名称
 3. 工事が実施された場所
 4. 工事の完了した日
 5. 工事に要した費用
 6. 負担区域
 7. 負担割合
 8. 負担区域内の事業場等敷地面積の合計
- 計8項目

2. 諮問事項 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

1. 工事の種類	2. 工事の名称	3. 工事が実施された場所	4. 工事の完了した日	5. 工事に要した費用	6. 負担区域	7. 負担割合	8. 負担区域内の事業場等敷地面積の合計
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	臨港緑地の建設工事	—	令和7年3月31日	千円 —	大阪港臨港地区 (予定埋立区域を含む)	— (1/32)	千平方メートル — (17,200)
港湾環境整備施設の維持の工事	臨港緑地の維持工事	此花区・港区・大正区及び住之江区 (臨港緑地17か所、緑道)		149,101	大阪港臨港地区	1/2	※1 16,337
		此花区(舞洲・常吉西)・住之江区(コスモ・野鳥園)		335,013		1/16	※1 16,337
港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質排除その他の処理のための工事	公害汚泥排除工事	大阪港港湾区域内		599,786	大阪港港湾区域及び大阪港臨港地区	1/32	※2 17,251
漂流物の除去、その他の清掃のための工事	港内清掃及び沈廃船処理工事			33,498		1/2	※2 17,251
合 計					1,117,398		

※1 : 現臨港地区内の工場等敷地面積(陸域)

※2 : 現臨港地区内の工場等敷地面積(陸域)に現港湾区域面積(水域: 占有している水面)を追加した面積

3. 令和7年度負担対象工事（令和6年度に実施した工事）

〈工事の名称〉

・臨港緑地の維持工事	4億8,411万4千円
- 下記(1)の緑地	1億4,910万1千円
- 下記(2)の緑地	3億3,501万3千円

〈工事が実施された場所〉

(1) 此花区・港区・大正区及び住之江区（桜島臨港緑地ほか16か所、南港緑道）

臨港緑地清掃業務委託ほか

(2) 此花区（常吉西臨港緑地、舞洲緑地、舞洲緑道）・住之江区（コスモ・野鳥園臨港緑地）

舞洲域内及び在来域内緑地除草業務委託ほか



住之江区（かもめ臨港緑地）



此花区（舞洲緑道）

3. 令和7年度負担対象工事（令和6年度に実施した工事）

〈工事の名称〉

・公害汚泥排除工事 5億9,978万6千円

〈工事が実施された場所〉

・大阪港港湾区域内
- 木津川



浚渫船による汚染底質の除去

〈工事の名称〉

・港内清掃及び沈廃船処理工事 3,349万8千円

〈工事が実施された場所〉

・大阪港港湾区域内



清掃船による港内清掃

3. 令和7年度負担対象工事図（令和6年度に実施した工事箇所）

工事の名称	工事が実施された場所	名称	番号
臨港緑地の建設工事	—	—	—
臨港緑地の維持工事	此花区	桜島臨港緑地	①
		常吉臨港緑地	②
		此花西部臨港緑地	③
	此花区 (舞洲・常吉西)	舞洲緑地	④
		舞洲緑道	⑤
		常吉西臨港緑地	⑥
	港区	第1・2突堤北臨港緑地	⑦
		第1・2突堤中臨港緑地	⑧
		第1・2突堤南臨港緑地	⑨
		弁天ふ頭臨港緑地	⑩
		中央突堤臨港緑地	⑪
		大正内港臨港緑地	⑫
	大正区	鶴浜緑地	⑬
		フェリー前臨港緑地	⑭
	住之江区	南港南臨港緑地	⑮
		かもめ臨港緑地	⑯
		港大橋臨港緑地	⑰
		南港緑道	⑱
		野島園前臨港緑地	⑲
		フェリーターミナル臨港緑地	⑳
		南港大橋北西詰臨港緑地	㉑
	住之江区 (コスモ・野島園)	コスモスクエア海浜緑地	㉒
		野島園臨港緑地	㉓
公害汚泥排除工事	大阪港 港湾区域内	木津川	㉔
港内清掃	大阪港 港湾区域内	—	—

- 臨港緑地の維持工事(負担割合 1/2)
 臨港緑地の維持工事(負担割合 1/16)
 公害汚泥排除工事(負担割合 1/32)

